

入札制限価格 過去の開示は 答弁 II 今後開示請求により開示を検討

重ね、段階的な引き下げも
慎重に検討していく。

至った経緯は。

池田町長

これまでも公平公正な入札制度を研究し、国の運用指針や県の取り組みに鑑み、府内で検討協議を継続的に行なってきた結果であ



久武 啓士 議員

町では、これまでも入札制度について、より一層の法令を遵守した制度への移行を協議検討してきた。入札契約業務の過程に関する苦情などを適切に処理する手続きを定める苦情処理要領の制定、職員以外の第三者が委員となる入札等監視委員会の設置、最低制限価

格の事後公表などについて、平成30年4月からの施行を、5000万円以上の工事などについて、平成30年6月から

町長の行政報告があつた。今回の入札制度変更に

久武 議員

4月から最低制限価格の事後公表に踏み切るとのことだが、積算精度の向上につながることであり、歓迎する。この際、過去の最低制限価格についても公表を行わないか。

池田町長

最低制限価格の事後公表については、4月から実施する。

久武 議員

予定価格の事後公表を議会に上程義務のある5000万円とした経緯を問う。

池田町長

議会に上程する必要がある5000万円としたが、他の団体において事後公表に踏み切り、不落・不調が相次ぎ落札率の低下に至った経緯もあり、本来の目的を達成させるためにも継続協議を

議会に上程義務のある5000万円としたが、他の団体において事後公表に踏み切り、不落・不調が相次ぎ落札率の低下に至った経緯もあり、本来の目的を達成させるためにも継続協議を